

「宮古八重山津波」(1771年)における災害・年貢・復興について —石垣島と多良間島を中心に—

豊見山 和行 *

はじめに

一七七一年(乾隆三六)三月十日(旧暦,以下すべて同),石垣島近海を震源¹⁾とする地震とその直後に発生した津波は,八重山諸島および宮古諸島に大きな被害をおよぼした。この津波の歴史的研究については,牧野清氏による研究が第一にあげられ,「明和大津波」あるいは「明和の大津波」という呼称を一般化したことや,この津波によって発生した八重山での被害状況を全体的に捉えたことも牧野氏の大きな功績と言えよう²⁾。

しかし,牧野氏によって,海中から打ち上げられた津波石とされる岩塊などについては,その後,自然科学の分野などから多角的に再検討が加えられてきた。また,牧野氏の使用する「明和の大津波」という歴史的呼称については,当時の琉球国内の公文書などでは,基本的に日本年号ではなく中国年号を使用すること,また琉球王国時代の行政用語として「宮古八重山津波」と呼称していたことなどから,「明和の大津波」という呼称法には再考の余地があると思われる。そのため,小論では「宮古八重山津波」という歴史用語を使用することにした。

牧野氏以後,長く低迷していた歴史学分野での「宮古八重山津波」研究において,近年ようやく本格的な成果が得能壽美氏によって著された。得能氏の論考は,ひろく古文書や家譜史料を渉猟し,津波時の情報の収集と伝達を中心に,八重山の蔵元・船舶・港湾の被害状況,蔵元による被害状況の把握,首里王府と八重山との情報交換などについて多面的に論及した秀逸な論考である³⁾。その他,宮古島の津波については,島尻克美氏によって史料紹介を中心とした論考が著されている⁴⁾。

以上の研究状況を踏まえ,小論では得能氏によってすでに紹介済みではあるが,なお分析の

* 琉球大学 教育学部 社会科教育講座

余地を多く残す「大波寄揚候次第」を中心に、いくつかの問題を検討してみたい。

なお、小論では難の異体字(「箱構えの中に口」)は使用せず、正字の難に置き換えて使用した。

1 「大波寄揚候次第」について

この「大波寄揚候次第」という文書は、『石垣市史叢書 12』(石垣市, 1998 年)に「大波之時各村之形行書」とともに原文・口語訳付きで収録されており、広く活用できるようになった⁵⁾。そのことは大きな研究上の利点と言えよう。しかしながら、上記所収「大波寄揚候次第」(以下「大波寄揚」と略す)に関する解説は紙幅の関係からか、簡略にすぎため文書全体を理解する上では、なお解説の補足が必要のように思われる。また、『石垣市史叢書 12』所収の翻刻には、テキスト原文において若干の誤植や口語訳における誤訳も見られることから、小論では基本的に豊川家文書の「大波寄揚候次第」(写真紙焼き版)を元に分析を加えた。

さて、「大波寄揚」のおよその文書上の特徴を大づかみにまとめると次のようになる。

第一に、「大波之時各村之形行書」や「八重山島年来記」(『沖縄県史料 前近代 1 首里王府仕置』沖縄県教育委員会, 1981 年, 所収)などが後世の編纂史料であるのに対して、「大波寄揚」は津波直後に八重山蔵元(主に在番・頭ら)から首里王府(主に御物奉行所)へ宛てた同時代史料(ただし写本)であることから第一級の価値をもつ文書である。所収文書の年代幅は、津波発生の約一月後の四月五日から翌年(一七七二年)五月頃までと狭いが、津波直後の八重山の状況をほぼリアルタイムで首里王府へ報告している点は、他の文献には見られない大きな特徴と言えよう。

第二に、災害関係の報告だけでなく、唐船の漂着および出船までの経緯を報告した一件文書も含まれている。「八重山島之内西表村祖納津江去年十二月廿二日唐之船壹艘人数式拾三人乗組漂着、正月廿四日出船仕候次第申上候覚」(全 12 ケ条で構成)との表題をもち、津波災害の年の十二月二二日に西表島祖納村へ漂着した唐船について、船体の修復後、翌(一七七二年)年正月二四日に出航するまでの経緯を同年五月二日付けで首里王府へ報告したものである。

第三に、前記と同じく一件文書の「多良間島之儀及飢饉、飯料不相続候間当島江船々漂着并飛船、又ハ楷立船式艘人数式百式拾壹人飯米相渡為帰帆候次第申上候覚」(全 8 ケ条で構成、末尾は欠)も首里王府へ報告されたものである。津波時の多良間島の被災状況を知る上で貴重な内容となっている。

2 年貢をめぐる諸問題

大津波後、復興へ向けてさまざまな対策が講じられた。ここでは八重山の動向について、上記の得能氏論考とは重ならない部分を中心に検討したい。災害直後の被災民にとって生活や生

産の再建と復興は急務であったが、とりわけ現地の役人（王府派遣の在番らを含む）にとって、社会全体の復興策と同時に年貢上納に関連した問題への対応策は直面する大きな課題であった。年貢の上納問題は復興策と表裏の関係にあったからである。大津波後、首里王府への第一報と思われる四月五日付の文書は13通を数えるが、その一通に次のものがある（第2号文書。以下、文書番号は『石垣市史叢書12』に同じ）。

当島之儀、三月十日地震有之、俄東南之方より大波寄揚、蔵元始諸公所并人家人民過分被引流致失命、且諸条目・諸御手形之類、役所々々諸帳冊流浪、又者別紙取_メ之通、村々田畠引損候二付、当年諸上納米并諸御用布・御用物取償方_レ礎与致相違、諸事差支申候、依之彼是為可奉得御差_レ函、翁長筑登之親雲上并桃原与人・玻座間目差宮良にや・筆者・杣山筆者山城にや・同大浜にや・仮若文子亀川にや召附、飛船差登せ申候、委細之儀、翁長より可申上候、右之御届申上候、以上、

卯	八重山島頭	同在番筆者
四月五日	大濱親雲上	真栄田筑登之親雲上
御物奉行所		

要点を示すと、三月十日の津波によって家屋や人命を多数失ったこと、王府からの通達文書や諸役所の帳簿類も流失したこと、さらに田畑の損失によりその年の年貢米や御用布・御用物の上納に関して目途が立たなくなり、その対応策を王府に仰ぐため在番筆者の翁長筑登之親雲上、桃原与人他五名を派遣するというものである⁶⁾。

御用布については、同じ四月五日付けの文書（第7号）に、次のようにある⁷⁾。

御用布の上納に関しては、王府からの「御手形」（注文リスト）を村々へ割り当てて入念に製作させ、すでに検査済みにもものは（各村の）蔵に保管を指示し、各村々では入念に「干し拵え」（天日干し）を行っていたところ、三月十日の大津波によって流失した。すぐに「干瀬原」（礁湖内）から回収したものの破損が激しく御用には立たない。ただし、上納の残分を有する村々の現有分を検査し、春立船で上納する予定である。大津波によって蔵元に備えていた諸帳簿や御手形・注文リスト・模様の見本なども流失したため、上納の数量を把握できず支障をきたしている。

このように、津波によって御用布の賦課情報を失い、錯綜・混乱した状況に置かれていたのである。その対処策は、前述の翁長筑登之親雲上らによって、蔵元や各役所が備えていた「御条目・御手形・諸帳冊」を「御国許扣」（王府の控）から写し取ってくることにあった（第10号）。

同年五月二六日付の王府宛の文書（第18号）によると、薩摩藩からの注文品（大和御用産物）については、納入準備を調べていたが津波によって「御手形」および上納品をともに流失したため再度、王府からの「御手形」発給を要請していた。災害を理由としての上納品の免除要請

ではなく、延期願いが行われていた。

これらの御用布や薩摩藩からの注文品への対応策以上に深刻な問題は、農業生産の再建・復興策にあった。その問題は、百姓の食料確保と年貢米の上納問題と深く関連していた。そのことを示すのが、次の同年四月五日付の文書(第12号)である。

当島之儀、去冬十一月之比より早相続、天水田八枯入、畠作薄地懸り八都而枯損多、就中はんついも之儀、植次させ候得共早故候哉、然々実ぬり不申、極々致難儀及飢候者共模合貯米相渡、諸色取交相補させ候、麦作茂致不熟、今更難儀罷在候処、三月十日大波寄揚、田畠作毛枯損、猶以災難差当、諸上納米如何取償可申哉驚入申候、然者古米穀之儀、千九百七拾石余、所遣米五百石余取入置候二付、此節御米漕大和船并馬艦四艘・地船式艘積荷別紙取〆之通流失、且貯模合貯米之儀茂現有高取〆申上候通新米二寄替、大和船積荷相渡せ差登候手段申付、折角相働申候、委細之儀、新米出来次第取〆を以春立便より何分与可申上候、右之御問合申上候、以上、

卯

四月五日

御物奉行所

頭 在番

すなわち、第一に、津波前年の十一月頃から早魃が続いたため天水田は干からび、やせ地の畑では立ち枯れの損失が多くなっていること。第二に、はんついも(はんすいも=蕃諸)の増殖策をとったが早魃のため実入りが悪く、窮乏した者達には「模合貯米」を支給し、種々の食料を取り混ぜてその補いとしたこと。第三に、麦作も不熟で困窮に拍車がかかっていた折りに大津波の災害となったため、早魃を凌いできた田畑の作物も枯渇し、より一層深刻な災難となっているため、諸上納米をどのように捻出すべきか困惑していること。第四に、古米については1970石余、所遣米500石余を確保し、年貢運搬の大和船や馬艦船四艘と地船二艘へ割り振って搭載していたが、その積荷を全て流失したこと。第五に、模合貯米については、現有量を取りまとめて新米に振り替えて上納する措置をとり、詳細は新米の収穫後に報告すること。以上の通りである。

このように、模合貯米は飢渴した百姓達への食料支給問題と大和船や馬艦船などに搭載し津波で消失した年貢米の補填処理問題と密接に関係していたのである。

この大和船への年貢積荷問題は、王府宛の五月一六日文書(第23号)によると、次のように処理されていた⁸⁾。すなわち、前便で報じたように古米による上納分は流失したため、模合貯米の残分を大和船の積荷に振り向け、春立船(八重山の公用船)への積載分も配分して稲の脱穀作業を入念に行っていたところ、大雨が四月二〇日から降り続き作業が滞っている。さらに諸村の船舶も津波によって大半が損壊したため、被害を免れた村々の船舶を離島の年貢運搬に充てているが順調とは言い難く、ようやく今月(五月)九日までに大和船への年貢米の積荷作業を終えることができた。ところが、大和船頭は新米からも積載を要求してきたため、八重山

の新米と粟の脱穀は六月であること、今年は突然の災害発生により上納用古米を大半流失したという理由によって積載の加増要求を拒否し、430石分の積載を許可して速やかに出航することを言い渡した、というものである。

しかしながら、模合貯米の援用で年貢問題を解決することはできなかった。そのことを示すのが、村々の諸役人から同年五月付で蔵元へ提出された次の要望書(第24号)である⁹⁾。

それには、第一に、去る申年(一七六四年)から丑年(一七六九年)までの六年間における模合貯米は全体で1227石2斗余であったが、その内の(a)130石は石垣四ヶ村の飢饉米として支出(貸与米として処理)し、(b)516石4斗余は津波で流失、(c)580石8斗余は当年の大和船へ脱穀して積載したこと。

第二に、(b)の流失分と(c)の上納用の補填については、今春に弁済すべきであったが、昨秋、蕃薯だけでなく葛まで虫に食い尽くされ、さらに今年の二、三月まで早魃がうち続き、特に被害が大きくなり、窮迫のため飢饉状態に陥った四ヶ村に対しては「拝借米」(模合米の貸与)を支給することで辛うじて窮地を脱したところ、大津波の発生によって甚大な被害を受けたこと。

第三に、災害後、生き残った人々には長期の早魃で作物の生育が例年の五分の一程という大凶作となり、今後の見とおしも付かず当惑している。取りわけ流失米については八重山全体に割り当てて弁済すべきだが、大津波によって十四ヶ村の人家が流失し、死者は9400人余に上り、生存者にあっても負傷のために死亡するものが相継いでいること。

第四に、9000人余に賦課された上納物や小役等の負担は生存者で弁済すべきであるが、田畑の被害を受けた者が多数に及び、さらに現在の「世振り」(経済状態)ではそれらの負担に対応することは不可能であり、その返済の手だてが立たないこと。

第五に、以上のことから、このたびの災害は未曾有の大災害であることを考慮し、流失分の穀物は「払い捨て」(帳消し=免租)、飢飯米と大和船へ上納米として振り替えた分は「下され切り」(無償支給の形式による実質的帳消し)の措置を講じてもらえるよう王府へ要請して頂きたい、というものであった。

この要請文を承けて、頭・在番筆者・在番らは王府へ五月一六日付文書(25号)で、当年の凶作状況を述べ、さらに食料増産に尽力しているものの、とりわけ新米粟は予想外の不作のため弁済の見込みが全く立たず、前述の村役人らの要望に同意し、「払い捨て」「下され切り」の措置を懇願していた。

七月にも王府へ同様の「下され切り」要請が次のように具体的に行われていた(第35号)。それによると、第一に、(d)大和船の昨年海上での遺棄米350石2斗余、(e)春立地船の遺棄米50石、(f)馬艦船二艘に積載し大津波で流失した米497石7斗余、(g)保管した蔵の流失による米822石2斗余、(h)各村の「せいら」(稲叢)による保管で流失した米280石7斗の、合計2000石9斗余の帳消し要求である。

第二に、食料事情の慢性的悪化状況や稲粟の凶作のため年貢の未進(未納分の延納)を要していた最中に、三月の大津波によって多大な被害を受けた。蔵元や仮屋、人家の損壊、9400人余の溺死者、作物の大量損失、船舶(公用船31艘、民間船61艘)の損失、牛馬626匹の死失、猪垣5700間余と牛馬牧2900間余の崩壊という被害となった。官衙などの再建用の人夫(夫遣い)はおよそ8万6500人余、さらに2150人余の「寄せ百姓」に対して移動先の村々で必要となる家屋建築用の人夫、船舶建造用の人夫、猪垣・牛馬牧の修築用の人夫など、際限が無いほどの人夫が必要となるが、目下のところ対策の目途が立たず将来を憂慮するとともに大いに困惑している。

第三に、以上のことから上記流失の上納米を年賦で処理することが可能かを諸役人らに協議・検討させたところ、支出面での過大な未払いの累積があるため延納処理は不可能であり、「進退行き詰まり」(八方塞がり)の状況となっており、是が非でも「下され切り」措置の要請を答申してきた。ついては、諸役人らの協議どおり窮迫の状況にあることから、空前の大災害に対する特段の配慮によって「下され切り」措置を御許可いただきたい、というものであった¹⁰⁾。すなわち、流失米や遺棄米分の合計2000石9斗余の免除を強く愁訴していたのである。

夫賃米の上納問題も難題であった。上記と同じく七月付けの王府宛て文書(33号)において、在番・頭は次のように要請していた¹¹⁾。すなわち、第一に、「二度夫賃米については、以前の巳年(一七六一年、乾隆二六年)の御手形によって595石7斗余を王府の御所帯方への上納分と地元での模合貯え分に区分して納入してきた。しかし、三月の大津波によって正頭1887人が溺死したため、上記巳年の規定による上納は不可能となっている。そのため、当面は生存する正頭人数(4904人)に基づき、次のように新たな賦課額への変更願いが行われていた。

第二に、その賦課額とは、定式夫賃米による当面御用意方への納入額(549石9斗余)、御所帯方の御用物の準備用夫賃額(74石8斗余)、御所帯方への納入予定額(552石2斗余)の、合計1176石9斗余である(史料原文では1175石9斗余とあり、1石程の誤算がある)。

第三に、減額した新規の賦課額は、来年からの実施を要望するというものであった。

以上の八重山側の要請に対して、王府は処置は次のようなものであった。すなわち、大津波の災害時に蔵入れ済みの上納米や御用布、各村々での流失した上納米と御用布、さらに死亡者に賦課された夫賃米、そして模合貯米について八重山側から「お断り」(帳消し願ひ)を要請したところ、許可された(「一、此時蔵入候上納米・御用布御用、又ハ村々より流失之分、又ハ死人之夫米、模合米御断申上、御免被仰付候」というものであった¹²⁾。前述の「払い捨て」「下され切り」の措置要請を王府は容認したのである。

他方、免除要請ではなく、年賦による延納要請も行われていた。同じく七月付の文書(第32号)にはこうある。要点を記すと第一に、王府の御所帯方への年貢として、(i)米粟1189石1斗余(残分は868石7斗余)、(j)米粟825石1斗余、その内148石6斗余は御用布で相殺(残分は576石6斗余)、(k)計2248石8斗余を上納し、残分は計1647石余であった。

第二に、大津波による災害とさらに当年は凶作であるが、上記のように辛うじて 2248 石 8 斗余を脱穀して諸船へ積み入れて王府へ送付する。ただし、残りの 1647 石余については、島中が窮迫していることから来年と再来年の二年間の年賦での上納を要請していたのである¹³⁾。

年賦による延納要請は他にも行われていた。同年七月付け王府宛て文書(第 34 号)において、前年に上国した八重山役人が「米 273 石 4 斗余」を借用しており、翌年に返済すべきであったが、大津波の災害に逢い、返済不能となったことから来年以後の二年間での年賦返納を要望していた。この年賦による返済要求は同年九月十一日付けの王府の回答において、承認されていたことが分かる¹⁴⁾。

上記以外に、地元の負担軽減を図るため同年六月付で地船(仲立船一艘)の建造計画の中止が要請されていた(第 30 号)。船材の準備や建造費用に 311 石、水主らの労賃と飯米分として 113 石の計 424 石の支出が見込まれ、その削減を図ったのである¹⁵⁾。

中城王子の鹿兒島への上国に関係した同年七月付の王府への文書(第 38 号)では、高度な技法を要する模様の御用布を注文されていたが、大津波によって織り手の女性が多数死亡しているため、難度の高い模様の製作は困難だとして、単純な模様品への変更を要請していた。この要請についても王府は容認していた¹⁶⁾。

3 農業生産と食料問題

これまで検討してきたように、年貢問題は農業生産の再建と深く関連していた。耕地の流失被害の他に、次のようなことも発生していた。

同年五月二六日付、王府宛ての文書(第 19 号)には次のようにある。要点を記すと、第一に、石垣島の村々において大津波後の四月八、九日頃から赤蠅(サシバエ)が大量発生し、牛馬に隙間無く群がって「喰い禿」(吸血)し、二疋ほどが死失しはじめた。そのことに驚き、対策を色々と講じたが防護することができず、鋤牛 32 疋・牧牛 15 疋・乗馬 9 疋・牧馬 18 疋を死失した。ところが、四月二〇日から大雨が降り続き、赤蠅は減少したものの、今後の発生については予想がつかず、生き残った牛馬数を正確に把握することができない。

第二に、前便で王府へ報じた牛馬の死失数と今回の分を合算すると大量の死失数となるため、今後の農耕作業での支障が大いに懸念される、というものである¹⁷⁾。

八重山社会は大津波前年から早魃と凶作によって、一部の地域では飢饉状態に陥っていた。そのような状況下で大津波による大災害が発生したため、米粟や蕃薯などの食料生産はより一層の打撃を蒙ったのである。さらに、赤蠅の大発生による農耕用牛馬の死失は、農業生産の再建の障害となり、生産活動は低迷していたと思われる。

次に、大津波後の八重山社会はどのように推移していたかを農業との関わりから見てみよう。大津波発生の翌年(一七七二)五月二日付けで王府へ宛てた文書(第 40 号)には、次のようである。すなわち、第一に、稲作については、去年(一七七一)の七月以来、大雨が降り続いた

ため、天水田でも全体的に稲の植え付けが行われ、粟の生育同様に順調で、すでに稲穂の実りも広く見られる。

第二に、蕃藪については、去年の七、八月に二度の大風によって芋葛が吹き飛ばされた。その後ようやく芽吹いてきた葉も九月頃から小虫に葉を食い荒らされ、実の生育は不調であったが、食料をどうにか確保していた。ところが、十二月中旬頃から再び小虫が発生し、各村々でも葛を食い尽くされて食料不足となり、海山の産物を交えて凌いできたが、今年の正月、二月になると益々困窮し、方々へ「離散」(逃亡)するものが多数に上った。そのため、御用布の織布作業や農耕への従事、および地船用の木材の伐採作業も不可能となり、極めて困難な事態に立ち至っていることから飢饉米の支給要請を村々から受けた。蔵元で協議した結果、御用布は製造の簡単なものに変更し、農耕人(百姓)に対しては各村々に保管されている古米や模合野米分 170 石余の貸与許可を与えた。

第三に、麦については、今年(一七七二)の三月初め頃から実り始め、中作ほどの出来ばえであり何とか食料の見通しがたった、というものである¹⁸⁾。

年貢用の米粟と食料用の麦の生育の面では、回復の兆しがようやく見られるようになっていた。しかし、農民の基本的な食料である蕃藪は、風害や虫害による被害を大きく蒙り、村から逃亡する農民が多数発生していた。そのため在番や頭らは、飢饉米の支給策(貸与)によって対処せざるを得なかったと言えよう。

4 復興と祭祀

津波後の復興策は、農業生産だけでなく宗教的側面においても行われていた。津波直後の四月五日付け、王府宛ての文書(第3号)は次のように記している。

当島村々之内、真栄里・大浜・宮良・白保・伊原間・安良、 \times 六ヶ村之儀、去月十日大波人家引流、村敷茂大地洗流、石原二相成申候、右村々之儀、東方肝要成津口所二而、先年唐・大和并異国船度々漂着仕申候、右村々致破壊候而八津口警衛不罷成、其上田皇相応二有之、村建不仕八不罷成積二見及候二付、役々吟味之上別冊小帳之通、寄百姓二而村建仕候様何れ茂奉願候、勿論本村敷八石原二相成候二付、村敷相応之場所見合、当分生残候者共屋とり住居致させ置申候、依之右村々寄百姓を以村倒不仕吟味之趣申上候付、相果候役々別紙之通、跡役おかす申上候間、御賢慮之上何分二も宜様被仰付度奉存候、此段御問合申上候、以上、

附、石垣四ヶ村并平得・桃里村之儀、残家数有之、弥本村敷江住居申候、

すなわち、津波の被害を大きく受けた村として、真栄里・大浜・宮良・白保・伊原間・安良の村があげられ、漂着船対策および相応に存在する農耕地の点などからその六村の再建が必要であること、生存者は現在、仮住まいの措置を講じているが、村の再建には他村からの「寄百

姓」が必須であり、かつ死去した村役人の後任人事についての要請も王府へ上申されていた。

「大波寄揚」には記載されていないが、「八重山島年来記」¹⁹⁾の乾隆三六（一七七一年）条には、「一、頭以下諸役人死代り言上相済下り候、尤大阿母大波ニ溺死被成候付、代り其女子若文子さら大浜妻被仰付候」とある。大津波で死亡した頭役以下の島役人や大阿母の後任人事が速やかに実施されていたことが分かる。行政機能の回復だけでなく、大阿母という土着祭祀の頂点における宗教的機能の再建も迅速に着手されていたのである。

さらに、同年五月に王府から被災者に対する弔問使者（「御祭文」使者）として源河親雲上らが石垣島へ派遣され、蔵元の跡地において桃林寺の住持によって読経が執り行われた²⁰⁾。被災者への供養祭祀が早々に執行されたのは、生存者の精神的打撃を和らげる目的と役割があったものと思われる。

王府と直接つながりのある祭祀所の被害への対処は次のように行われていた。「大波寄揚」の（一七七一年）五月二六日付の王府御物奉行所宛ての文書（第17号）にはこうある。

上様就御為

正月十七日、美崎・権現両所江例之通、在番始役々御立願相勤申候、
然処みはな御仏餉之儀、年々春立地船より差上候例ニ而格護仕置候處、
三月十日之災難ニ致流浪候間、右之御断為可申上、如斯御座候、以上、

すなわち、美崎御嶽と権現堂において津波前の正月一七日に執行された国王への立願時の供物（みはな、仏餉）も津波によって流失した。春立地船で毎年、国王へ献納すべき供物を失ったことに対する謝罪文である。国王への供物の紛失を重大視していたことが分かる。

王府への宗教施設の復興要請は、同年五月二五日付で御物奉行所宛の在番・頭による次の文書（第29号）に見ることができる。

当島之儀、往昔八仏神崇敬不仕候處、万曆二（四）十二年甲寅御国元依御下知、
桃林寺并神社建立、権現安置仕、鑑翁拜（西）堂開山住持被仰付、
上々様方御為御立願之時祈願所、又者諸民崇敬仕候處、去三月十日之大波ニ
被引流、跡方無御座候、依之奉訟候八、右権現之儀、波上末社之由承知仕候間、
於彼御寺御本体開眼仕渡り申様被仰付、尤神社之儀作り様法式有之由御座候間、
是又凶仕付渡候様被仰付被下度奉存候、此旨宜様御披露奉頼候、以上、

大意を示すと次のようになる。八重山島はかつて仏神を崇拝していなかったが、一六一四年（万曆四二）に首里王府の命令²¹⁾によって桃林寺と神社が建立され、権現も安置されて鑑翁西堂が開山時の住持となった。以後、国王のための祈願所として、また八重山島民の崇敬所となっていたが、大津波によって跡形もなく壊滅した。八重山の権現堂は沖縄島の波之上の末社に当たるとのことから、本寺（本社）で開眼の上で神体と社殿再建用の絵図の送付方を要請していたのである。

このように「大波寄揚」によると、国王と直結する祈願所（権現堂）の復興策は津波直後の早い時期から着手されていた。「大波寄揚」には、八重山の各村々における祭祀に関する記事は見いだされないが、大阿母の後任人事を迅速に行っていたことから、村落祭祀に関する復興策も実施されていたと思われる。

5 多良間島民の被災と八重山の対応

大津波による石垣島の被災とともに、多良間島も深刻な被害を蒙っていた。「大波寄揚」は、多良間島民の大津波による被災とその後の推移を知る上で貴重かつ重要な文書である。

「大波寄揚」によると、八重山側に宮古島および多良間島の被災状況が伝わったのは大津波発生から約一ヶ月後の四月十三日であった（第 21 号）。八重山から王府への一七七一年五月二十六日付の報告は次のようにものであった²²⁾。

第一に、三月十日の大津波によって蔵元を始め各役所や村々が損壊し、平得村の番所の「牌板」（高札）や権現宮の額板や道具類が宮古島へ漂着したため、八重山の状況探索のために宮古島から耕作筆者の多良間にやが派遣され、四月十三日に到着した。

第二に、多良間にやによると、宮古島も三月一〇日の同じ時刻に大津波が発生し、十二ヶ村が被害を蒙り、役人 12 人、百姓ら 2000 人余が溺死した。また、海べりの耕地も被害を受け、御用布も流失した。

第三に、とりわけ多良間島の塩川村と仲筋村はことごとく破壊されてしまい、島民は食料に逼迫していることから、宮古島から貯穀を送付して救援活動を行っている。

第四に、以上の情報を得たため、八重山側の被災状況を詳細に記した文書を多良間にやへ手渡し、五月十六日に宮古島へ帰帆させた、というものである。

多良間島の被災状況が深刻であったことが伺える。

このような断片的な報告だけでなく、冒頭で触れたように、多良間島民が援助を求めて石垣島へ渡航してきた際の一件文書が作成され、王府へ送付されていた。「多良間島では飢饉となり、食料が途絶えたため石垣島へ多良間の船々が漂着したこと、および飛船（緊急船）や楷立船二艘に多良間島民 221 人を載せ食料とともに帰島させた経緯を報告する覚」という表題を持つ文書がそれである（第 44 号）。作成の正確な時期は不明であるが、内容から推して一七七二年五月一日以後から同年末までの間の作成文書だと思われる。その内容を略記すると次のようになる²³⁾。

第一条目。去年（一七七一）の九月十九日夜に、多良間島の百姓のタマヨセとカマド二人は剥り舟一艘で石垣島の安良村近くの干瀬から上陸しようとしたものの水舟（水没）となり、命からがら泳ぎ付いて村内へ入ってきたところ村役人の介抱を受け、来島の理由を尋ねられた。二人によると、多良間島は大津波以後、大飢饉となり食料が払底したため、島民 400 人余は宮古島へ渡り、その帰帆船に積み込んできた飢饉米を配給していた。一人につき一日に一合五勺

づつの配給であったが、二度の暴風ため芋葛は風害で枯れ果ててしまい、その頃から日に一合づつに減らされたため、梯梧の葉を混ぜて凌いでいたが、一日に四、五人の餓死者が発生するようになり、餓死者はついに150人余となった。多良間島から他島への逃走は厳禁されていたが、多数の餓死者が発生したことからタマヨセラ二人は石垣島に助命要請のため九月十八日の夜に島を抜け出し、翌十九日に安良村へたどり着いた、というものである。また、多良間島では食料不足から200人余が楢立船二艘と小舟二艘に分乗して宮古島へ渡海しようとして風待ちをしていたが、天候に恵まれず待機したままだということも安良村役人を通じて在番らへ伝えられた。

第二条目。多良間島の百姓四人（仲宗根にや、男子オソル、水納村百姓カネ、同人の娘マシラ）の乗る釣り舟は九月十九日の夜、水納島へ向かう途中で漂流し、伊原間村に面する干瀬で座礁、沈没した。仲宗根にやとオソルは岸にたどりついたが、カネとマシラは溺死した。後日、カネの死骸は桃里村の浜辺へ打ち上げられていた。ちなみに、石垣島へ漂着したタマヨセラは、漂着先の村で介抱されていた。

第三条目。多良間島は前述のように飢饉に陥ったため、宮古島から飢饉米を次々と運搬して支給していた。ところが、楢立船二艘が（一七七一年）八月十四日に多良間島へ到着したが、宮古島へ帰帆するための順風が得られず滞船を余儀なくされ、食料の支援が途絶えてしまった。そのため、飢饉米の見込みが付かなくなり、一人につき一日一合五尺づつの支給額を九月十九日からは一合に減額したが、それも十月十四日の支給を最後に払底した。危機的状況を打開するため多良間島役人の平良にや（杣山筆者）が石垣島へ急派された。平良にやの目的は、島民300人余を楢立船二艘と多良間島用船二艘に分乗させて石垣島へ渡り、同島において島民の救援と保護を要請することにあった。それに対して、八重山島においても大津波以後、諸作物の凶作、そして年貢米の大幅な収量不足と各村々での慢性的食料不足から窮迫した状況下にあるとしながらも、飢餓人の救援・保護は責務であるとして、多良間島民がどの場所へ到着しても即座に粥などを与えて救命活動を行うように、との指示が蔵元から各村へ布達された。

第四条目。その後、十月十八日に桃里村の津口に多良間島民223人を乗せた楢立船二艘の到着が蔵元へ伝えられると、在番筆者や頭役、詰医者らが派遣され、飢饉米の支給措置や多数の飢餓状態の病人の治療が施された。

第五条目。宰領人の与那覇にや（若文子）らによると、桃里村へ到着した二艘は、飢餓人たちを乗せて十月十七日に多良間島から宮古島へ向けて出航したが、伊良部島の近海で風向きが変わり大時化に遭遇して難航したが、辛うじて石垣島にたどり着くことができたという。さらに、この二艘以外に宮古島楢立船一艘と多良間用船二艘とともに船団として出航したが、残りの三艘は十七日の日暮れ頃に離散し、翌日にはもはや船影も見られなくなっていたという。

第六条目。桃里村では多良間島民の救護が行き届かないため石垣村へ移動させ、用間役などを介して介抱していた。しかし、多人数を一カ所に集住させることは飢饉米を無駄に消耗するばかりで両島（石垣・多良間）の窮状をいっそう悪化させるため、体力が回復した多良間島民は

すぐに各村へ分散配置し、抱え主の下で自活させること、老人や病人そして子供には一日一合五勺と故実三勺の支給に変更することが多良間役人から提起され、その通りの処遇となった。

第七条目。宮古島地船が沖縄島から帰島したい早急に多良間島へ露命をつなぐ食料の搬送要求を多良間島から宮古島へ連絡しているが、海路での交通では見通しがつかず、多良間島に残った島民の安否が大いに憂慮されるとして、多良間役人からたび重なる借米要請が出されていた。それに対して、八重山側は、同島の古米の上納分は大幅に不足しており、特に春立船は今夏に鹿児島まで運搬するため、早々に那覇へ到着するようにと王府から厳命されていること、もしその古米を貸与したならば、春立船の出航は不可能となるため、さまざまに協議を重ねていた。最終的に、多良間役人の要請は人命にかかわる事態であるとして、米60石を貸与し、海路での飯米4石5斗余を支給した。そして、石垣島へ渡来して来た221人のうち169人を乗船させ、今年(一七七二)の正月十七日に多良間島へ向けて出航させた。しかしながら、海上で時化に逢い船の転覆を防ぐために積載した借米の内15石5斗を投棄して、翌十八日ようやく多良間島へ到着した。多良間島の宰領役人から同船は乗員199人、借米60石分の容積(船間)があること、島民50人が石垣島に残っていることを理由に再度、石垣島から送り届けてほしい旨の要望があった。それに対して、八重山の特別船(仕立て船)による送還が検討されていた。

第八条目。多良間島へ着いた二艘の停泊中に、宮古島から在番筆者・名嘉真筑登之親雲上と頭役・下地親雲上らが到来し、緊急連絡人として下地にやを石垣島へ派遣して次のことが伝えられた。宮古島から飢饉米を搬送してきたため食料は充足していること。最前、借り受けた米の内34石2斗余は返納するが、航海用の食料分30石余は借用したいこと。そして、石垣島に残留する50人の多良間島民を二艘に分乗させて連れ帰りたい、というものであった。八重山側は承諾し、この二艘は同年二月九日に多良間島へ向けて出航した。ところが、乗船を逸した島民6人が残っており、その6人は救護を受けつつ便乗船で送還する予定となっていたが、五月一日に多良間島からの迎船が到来したため帰島させた、というものである。

以上、多良間島民の被災状況を「大波寄揚」から概観した。特徴となる点をいくつか上げると次のようになる。

第一に、多良間島では被災の援助要請を宮古島へ行っていた。行政上、多良間島が宮古島の管轄区にあったことが大きな要因である。そのため、大津波以後、島全体が飢餓状態となると宮古島へ400人が避難民として渡海したり、さらにその帰還船で救助米を搬送していたのである。大津波の年の十月十八日に石垣島へ余儀なく漂到した多良間船二艘の本来の目的地が宮古島であったこともそのことを示している。

第二に、多良間島民が他島へ逃走することは禁圧されていた。島内での餓死者が続出し、150人余となったことからタマヨセとカマドの二人は禁令を破って石垣島へ脱出していたが、「他島」への「逃走」が厳禁されていた理由は不明である。年貢負担との関係も推測されるが、なお今後検討の余地を残す問題と言えよう。

第三に、第七条目に見るように、八重山側も人的物的な被害が甚大であったが、王府から春立船での年貢上納を厳命されていたにも関わらず、多良間島民の救援米（貸与）に振り向けていた。その理由は、「人命相掛り候訳を以て」とあるように、飢渴人の救助を優先していたことによるものであった。人命救助と年貢負担とのせめぎ合いにあって、八重山側役人は、前者を重視していたのである。

むすびにかえて

小論は、一七七一年の「宮古八重山津波」の災害について、石垣島と多良間島を中心として、年貢賦課と復興問題との関係について若干の考察を加えたものである。「大波寄揚」という史料上の制約から被災の前年から翌年までの約二年間という短期間のできごとを紹介したにすぎず、被災後の復興問題については、なお時間的スパンを延ばして検討する必要があるが、その点は今後の課題としたい。

災害は「歴史的に作り上げられた〈脆弱性〉のパターン」を有し、地域「社会がもつ脆弱性のパターンは、災害の中心的な要因であり、それは、災害の全展開を通して、破壊素因の物理的な力よりもはるかに強く個人と組織の行動を決定する」という人類学者による鋭い指摘がある²⁴⁾。

小論で検討した、大津波の直接的破壊による災害とその後の年貢負担（米粟納、御用布生産、夫遣い）や飢饉への対処策と食料確保問題、そして社会的復興は密接な関係にあった。地域社会の抱える歴史的「脆弱性」という視点からの追究は、なお一層検討を要する問題であるが、その点も今後の課題としたい。

付記：註(1)における『明和の大津波を語る会』発表要旨集および中村衛論考は、河名俊男氏から提供を受けた。記して謝意を表すものである。

注

1) 震源域（波源域）は旧来、竹富島の南側沖合いの海底とされてきたが、近年の研究では石垣島と多良間島のほぼ中間に位置する海底の「石垣島東沖断層」（仮称）とする中村衛氏の新たな見解が提起されている（『明和の大津波を語る会』発表要旨集、2008年2月12日、石垣市内にて開催、による）。Nakamura M.(2006), *Source Fault Model of the 1771 Yaeyama Tsunami, Southern Ryukyu Islands, Japan, Inferred from Numerical Simulation*, *Pure and Applied Geophysics* 163, 41-54.

2) 牧野清『八重山の明和大津波』（私家版、初版1968年、改訂増補版1981年）。

- 3) 得能壽美「古文書から読む「明和津波」—情報の収集と伝達を中心に—」(『亜熱帯研究の総合的推進のための研究可能性の調査—沖縄における自然災害リスクとその対応力に関する基礎調査—』(亜熱帯総合研究所, 2000年)。
- 4) 島尻克美「宮古島の津波に関する一史料」(『(沖縄県)文化課紀要』第5号, 沖縄県教育委員会, 1988年)。
- 5) ただし「大波寄揚」の口語訳において「御問合」を「問い合わせ」(64ページ)と訳したり, 「ご報告」(65ページ)と訳するなどの不統一が見られる。「問合」は, 連絡・報告などの意味で解すべきであり, 現代語の「問い合わせ」と解するのは誤訳と言えよう。
- 6) ちなみに「八重山島年来記」には「一, 右二付, 飛舟使在番筆者翁長筑登之親雲上, 桃原与人, 玻座真目差, 杣山筆者山城仁屋, 同大浜仁屋, 仮若文字亀川仁屋, 惣横目筆者石垣仁屋, 馬らんより四月ニ上国, 同五月ニ帰島仕候」(『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』1981年, 沖縄県教育委員会, 310 - 311ページ)とあり, 四月中に沖縄島へ赴き, 翌月には石垣島へ帰島していたことが分かる。
- 7) 「出物御用布之儀, 御手形相届候付早速村々江賦り入折角織調させ, 最早調部取次第蔵格護申付, 於村々茂折角干拵仕候処, 三月十日大波寄揚致流失候二付, 即刻村々手配を以潜揚させ候処, 干瀬原杯江掛合切々相成, 御用相立不申候, 尤納残之村々現在高別紙之通有之, 当日しらへ方を以春立船より差上可申候, 右通蔵許諸帳・御手形・御調文・模様御本等流失, 御用高之員数茂取口(メカ)難致, 何共差支申仕合御座候, 此等之御問合為可申上, 如此御座候, 以上」。
- なお『石垣市史叢書12』所収「大波寄揚候次第」では, 「取口違儀」(67ページ)としているが, 「取口(メカ)難致」と読むべきであろう。
- 8) 「御米漕大和船積穀之儀二付, 段々被仰下候御手形之趣, 具ニ奉得其意, 川平湊到着, 即刻船改方等仕候処, 右船頭方よりケ条立を以差出置候手形之通, 商壳筋一円積下不申候儀, 相違無御座候, 船頭ハ船宿申付置候, 然処着口より御米早々積入させ可申之処, 当所之儀, 先便より御問合申上置候通, 古米上納致流失, 模合貯米現有高大和船積荷并春立船積荷相賦, 春出方申渡, 折角相働せ候得共, 四月廿日より連々大雨降続, 轉行不申, 且村々用船共大波ニ過分致破壊, 相残り候村々より寄せ, 離方より積渡候とて旁差支, 乍漸今月九日迄積穀相仕廻申候, 然処船頭方より申出候者, 奉訟候積高之通新米より積入候様申出候処, 当所新米粟之儀, 六月相懸り春出候得者, 左様ニハ不罷成, 当年之儀, 不意之災殃出来, 古米上納過半流失仕候付, 積加増被仰付候通二者引入, 四百三拾石積入, 早々出帆可仕由, 申渡差登せ申候, 右之御問合為可申上, 如斯御座候, 以上」
- 9) 「 覚
申年より丑年迄六ヶ年模合高
米千貳百貳拾七石貳斗七升八才,
内
百三拾石 石垣四ヶ村飢飯米借渡,
五百拾六石四斗五升 三月十日之大波流失,
五百八拾石八斗貳升八才 当春大和船積穀とシテ春出,
右模合米之儀, 内書之通流失并春出上納仕置候二付而者, 当春返弁取入可申之処, 当所之儀, 去秋はんついても二度々虫相付かつら迄喰放, 其上当二三月迄長旱二而, 石垣四ヶ村之儀者, 別而飯料差迫及飢候二付, 右通拝借米を以漸助命仕候処, 三月十日之大波二人家被引流, 過半致致命, 生揚候分者身すから助命仕迄二而候処, 諸作物之儀茂長旱二付而, 累年之五分壹程萌立迄二而悉ク致不熟, 先様如何成行可申哉, 至極及当迫申候, 尤流失穀之儀茂島中江割懸可弁させ之処, 大波二拾四ヶ村人家引流, 九千四百人余相果, 漸ク生出候者共茂大分疵を負候故漸々相果, 今更無心元候, 然処右九千人余之諸上納物・小役等, 生残人二而弁方可仕候処, 田畠迄被引流候者共余多罷在, 其上当日之世振二付而ハ調方何共不罷成, 至極及困窮, 返弁取入方難成躰ニ御座候条, 何とそ此節之儀無例之災殃格別之御取訳を以, 流失穀者払捨被仰付, 飢飯米并春出置候様之儀者, 被下切ニ被仰付候様, 御問合被仰上被下度奉願候, 此旨宜様御取成奉頼候, 以上,
卯
五月 諸役人中 」
- 10) 「 覚

一米三百五拾石式斗五升起、

但、去年大和船打捨穀、

一同五拾石、

但、出銭代として春立船地船より積登候砌打捨、一同四百九拾七石七斗五升、

但、馬艦船頭宮里・比嘉兩人より積登候処三月十日之大波ニ流失、一同八百貳拾石式斗五升、

但、蔵取納ニ而流失、

一同貳百八拾石七斗、但、村々せいら仕置候処流失、

〆式千石九斗五升、

右当島之儀、總体偏少之所故、田島海辺近ク有之、風波之難、難凌時分、はん料差迫及難儀、殊ニ穀物内貯仕置候者居少、諸上納不足之時分寄替相償候手段不罷成、至極不自由有之候処、去歲十一月より当二月迄旱打続、天水田ハ稲不植付、又々植付置候田地も漸々水干落枯入候場所有之、其上殊之外島中稲粟不熟ニ而、諸上納米致不足、無是非未進相立申候、就中去ル三月之大波ニ蔵元始仮屋／＼人家被引流、人民九千四百人致溺死、且被引崩候村々田畠式丈七尺より式拾八丈余迄大波揚り、作物不殘引損、且御物舟三拾壹艘、私舟六拾壹艘破損、且牛馬六百貳拾六疋死亡仕、且猪垣五千七百間余、牛馬牧式千九百間余被引崩候、右ニ付而蔵元始仮屋／＼普請夫、大概取立八万六千五百人余、其外寄百姓式千五百拾人余組立候、村々江家相構候夫丸、船々作事夫、猪垣・牛馬牧修補夫等、無際限夫入有之候へ共、当分ハ難取〆、先様如何成行可申哉、至極驚入申候、依之申上候者、右致流失候上納米之儀、年荷(賦)之願申上可相濟哉与、役々江為致穿鑿候処、右通過分之物入差屯候上、未進上納懸而償方不罷成、進退行迫居申候間、何とそ被下切ニ奉願候様申出候、御物入之砌、不願恐御訟申上候儀如何敷奉存候へ共、役々詮議之通別ニ才覚相絶及窮迫申候間、此節之儀、無例之災殃格別之御取分を以被下切被仰付度奉存候、左様被仰付候ハ、随分致下知方、来年よりハ諸上納無滞相弁させ申度奉存候、此旨宜様御取成頼上候、以上、

卯

七月

在番頭

御物奉行所」

11) 「 覚

米千百七拾五石九斗六升、

正頭四千九百四人 式度夫賃取立、

内

定式夫賃米当分御用意方納分

五百四拾九石九斗六升四合八勺五才、 御所帯方御用物調夫賃

七拾四石八斗九升五合、

右同江納口(成カ)管分

五百五拾石式斗壹勺五才、

但、模合貯之儀、何分与被仰付次第仕可申候、

右、式度夫賃米之儀、去ル巳年御手形を以五百九拾五石七斗壹升四合式勺七才、御所帯方江上納并模合之貯御差分ヶ被仰付、此程上納仕来候処、去ル三月之大波正頭千八百八拾七人致溺死候ニ付而者、巳年被仰付置候通ニハ上納之術不罷成事御座候間、当分現人数を以本行之通取立申上候條、何とそ来年より右通上納方被仰付被下度奉存候、此旨御問合申上候、以上、

七月

在番頭

御物奉行所」

12) 註(6) 同「八重山島年来記」、311 ページ。なお、王府からの回答は、同(一七七一)年九月十一日付けで次のように下達されていた(『岩崎卓爾一卷全集』(伝統と現代社、1974年、365ページ、初出1927年)。()内は、豊山による訂正である。

「一、当年上納米之内、致流失候分被下切に(被脱カ)仰付度旨被申越、委曲今(令)承達紙面の以趣、及言上、御免被仰付候間、難有可奉承知候、然者近年段々不図之御物入有之、御積(続カ)方差支、大和よりも段々重出来(米)・出銀上納被仰付、御当廻(迫)之時節柄、大分上納米及御料(断カ)、極々御窮迫之御事候間随分相働、来年より無滞相納候様、能と(々)下知方可被致候」とあるように、八重山側の「下され切り」要請は国王へ言上され、王の決済を経て、通達されていた。

13) 「 覚

御所帯御物

一米粟千百八拾九石壹斗六升三合壹勺五才、

残而

八百六拾八石七斗七升三合五勺九才、

一同八百貳拾五石壹斗八升壹合貳勺壹才、

内

百四拾八石六斗貳升七合壹勺七才、御用布代引合、

残而

五百七拾六石六斗六升九合七勺八才、

合貳千貳百四拾八石八斗五升三合壹才、

残而

千六百四拾七石壹升四合六勺貳才、

右、当島之儀、去年十一月より当二月迄早打統、干田之分ハ稲植付不申、且植付置候田地茂漸々水干落、苗枯入、且薄地之粟作茂致早枯、且はんついもかつら枯果、はん料礮与差迫及飢候者共餘多罷居、飢米等相渡漸助命致させ申候、然処去ル三月十日大波立揚、真采里村より宮良村迄東表田畠涯土引流、且潮上り之田畠作毛致潮枯、其上当年ハ諸作物殊之外致不熟、乍漸本行之貳千貳百四拾八石余春出、諸上納米として船々江積入差上申候、残而千六百四拾七石未進相立、必至与行迫居申候、依之奉訟候者、島中例外之物入差屯、就中寄百姓をも貳千五百拾人余離々より急度引越申さてハ不叶候ニ付、自分ノ物入ハ不及申、島中手隙を責(費)候儀多々有之、思様働方茂不罷成、極々差迫居申候、去歳以来段々逢災殃、及困窮候儀、御別段被思召上、残之分ハ来年より来々年迄年苻(賦)を以皆納仕候様被仰付被下度奉存候、此旨宜様御取成頼上候、以上、

七月

在番頭

御物奉行所」

14) 註(12)に同、『岩崎卓爾一卷全集』、365 ページ。「一、去年船々逢災殃に、上国之頭申出趣有之、御借分(錢)被成下候、返納方の儀、右仕合に付而調方不罷成、来年より来々年迄無利にして返上仕度旨、是又今(令)承達、遂披露候、前条にも申越候通、御差支之砌に候間、年府(賦)の通返納方可被申渡候」とある。

15) 「当島之儀、此節無例之災難差当、人民九千四百人余致失命、且田畠過分被引損、当分耕地不罷成所茂多分有之、先様上納米取償方如何成行可申哉、別而念遣ニ奉存候、然者地船壹艘作事料并取仕出料大概取立候得ハ、及三百拾壹石、且か子中手間飯米百拾三石、都合四百貳拾四石余有之候間、地船三艘之内、仲立船壹艘ハ当分減少ニ而所遣之補助ニ召成度、役々吟味を以願出趣有之、私共ニ茂同意ニ存候間、仲立船乗頭首里大屋子者跡立船江召附、目差壹人ハ減少仕候筋被仰付度奉存候、此段奉得御差図候、以上

六月

在番頭

御物奉行所」

16) 『岩崎卓爾一卷全集』、364 ページ。「一、御藏御用有(布)之儀、当分織手之者共居少相成候得共、御用高端致致減少、御本模様取置(直)候はゞ可相調考に而、織手相調部御本模様取直し被差越段相違候、然処絵図不相届に付、御用意方より相調被差遣候間、右図之内見合織調、御用相弁候様可被申渡候、尤先様御用高相重可申候、人体見合稽古申渡、御用支無之様可被相計候」とある。

17) 「覺

一鋤牛三拾貳疋、

一牧牛拾五疋、

一乘馬九疋、

一牧馬十八疋、

右、当島四月八九日比より大地村々江赤蠅悉ク出生ニ而、牛馬ニ無透間相付喰禿、漸々疲入壹疋疋落為申由候ニ付驚入、段々改方申渡、折角相働せ候得共不相止、本行之高斃申候、然処同廿日より連々大雨降統候間(間)、右蠅漸々少ク相成候へ共、今程何分与難見究候ニ付、生残候牛馬高取ハ難申上事御座候、依之先便より取申上候高取合候へ者、過分相絶故、先様田畠耕作方如何成行可申哉、至極世詰罷在申候、委細取之儀ハ来夏可申上候、右之御届為可申上如斯御座候、以上、

附、離方村々江ハはい出生不仕事御座候、

卯

五月廿六日
御物奉行所

大濱親雲上 真栄田筑登之親雲上

18) 「 覚

一、当島去年七月以来連々雨降続候ニ付、天水田惣様稲植付、粟茂萌立艾葉能相見得、最早穂出揃候、
一、去年七八月両度大風仕、いもかつら被吹損、漸々萌出候折、九月比より葉ニ小虫相付実付兼候へ共、所中飯料
菟角相続候処、十二月中旬比より又以小虫出来、諸村一同かつら迄喰禿、飯料儲与差迫、海山之諸品物取交□(漸
々)相暮来候処、至正二月及窮迫、方々ニ致離散候者余多有之、御用布□□(御用々)物調方并耕作方、又ハ地船楷
木杣取方不罷成、至極及難儀、飢米之訟申出候付、段々吟味之上御用布調安并耕作人江其村々取入置候古米・上納
模合貯米百七拾石余、借渡置申候、尤三月始比よりハ新麦中位出来、先以飯料相続候、

右之御問合為可申上、如斯御座候、委細後便より可申上候、以上、

辰

五月二日
御物奉行所

在番 頭

19) 『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』1981年、沖縄県教育委員会、311ページ。

20) 註19, 同ページ。

21) 『石垣市史叢書12』所収「大波寄揚候次第」では、「御国元依御下知」を「薩摩の命により」(83ページ)と解釈しているが、この「御国元」は沖縄島(=首里王府)を指すものである。宮古・八重山の両先島から「御国元」と呼称する場合には、沖縄島を指すという一般的理由によるだけではない。「琉球国由来記」巻十「南海山桃林寺」の項において、「大明万曆三十九辛亥之間、從薩州檢地之遣使、渡島之頃、顧視四方、意者、茲地素無一字之梵刹。不知是何等宗旨乎哉。頗生疑矣。仍此趣、聞之於中山殿下也。上曰。仏法興隆者、本是 朕夙志也。速去可經營之矣。 繪旨忽降」(『定本琉球国由来記』角川書店、1997年、195ページ)とあるように、尚寧王の「繪旨」によるものであったことが分かる。

22) 「当島三月十日大波漲揚、蔵元始諸公所、又ハ村々被引崩、平得番所牌版并権現宮額板、且諸道具之類、宮古島江寄せ付候ニ付、在番・頭方より菟角之左右為尋方、態々仕立舟を以宰領耕作筆者多良間にや、四月十三日渡着、尤彼島之儀茂同日同時大波揚拾式々村人家被引流、役々拾式人、百姓等式千人余溺果、海辺之作敷引損、又ハ御用布茂流失、就中塩川・仲筋両村悉ク崩、百姓等飯料差迫、貯穀等相渡シ為致致命置候段問合承申候、依之当所災難委細問合□(書々)、右多良間江相渡、同十六日帰帆させ申候、此等之御問合為可申上、如斯御座候、以上、

五月廿六日
御物奉行所

大濱親雲上 真栄田筑登之親雲上

23) 「多良間島之儀及飢饉、飯料不相続候間当島江船々漂着并飛船、又ハ楷立船式艘人数式百式拾叁人飯米相渡為帰帆候次第申上候覚

(第一条目)一、去年九月十九日夜、多良間島百姓仲田屋たまよせ・かん屋かまと与申者兩人くり舟壹艘ニ乗込、安良村わりせ与申瀬之上より乗入候とて水舟相成、身すから泳付、村内江尋参候ニ付、即刻同村役人方より飢渴之躰見及粥相進、漂着之次第相尋候得者、多良間島之儀、大波以後致大飢饉、食物一悉ん無之、人足四百人余者宮古島江罷渡、其帰便より飢米積渡、壹人ニ而壹日ニ壹合五勺ツ、被相渡候処両度大風有之、いもかつら被吹枯、其折より壹合ニ被召成候ニ付、ていこの葉取交喰候得共、日々餓死人四五人程茂有之、都合百五拾人余相果候由、且他島杯江逃走候企無之様締方等被申付置候処、余れ及餓死候涯、親子妻子相離、当島江罷渡救命仕度、同十八日之夜□□(くり)舟□乗込、十九日当所相届為申由、且又多良□□(間島)飯料不相続ニ付、人足式百人余、楷立船式艘・小舟式艘ハ四艘相仕立、宮古島江渡候手段を以順風待居候へ共、日和無之差扣候由、安良村役人方江申出、其段問合申来候付致承達、介抱方申付置候、

(第二条目)一、多良間島百姓赤頭仲宗根にや、同人男子おそる、水納村百姓男かね、同人女子ましら、ハ四人くり舟壹艘ニ乗込、九月十九日魚鈎(釣)為用、水納島江罷渡候処、夜入乗筋取失、翌朝多良間・水納見得不申ニ付、風俣漂流、同七ツ時分伊原間村東方屋はり与申干瀬外ニ而水舟相成、右仲宗根にや・おそる兩人ハ泳揚、今兩人ハ同場ニ而致溺死為申由、伊原間村役人方江申出、其段問合申来候付致承達、是又介抱方申付置候、

附、兩人死骸浦々江寄付候ハ、其首尾方有之候様、村々江触渡置候処、男老人之死骸桃里村浜江寄揚候ニ付葬候段、役人より首尾方承届申候、

(第三条目)一、多良間島之儀、右通及飢饉、飢米連々被積渡、其上八月十四日楳立船式艘より若文字与那覇にや・仮若文字志喜屋にや宰領ニ而乗渡候処、帰帆順風無之、帶船ニ而飢米壹日ニ壹合五勺ツ、相渡候処、件之通積渡方差支、先様飯料続方確与及相違、九月十九日より壹合ニ召成、十月十四日迄者賦り有之由、右ニ付楳立船兩艘并多良間島用船兩艘ニ人数三百人余乗付、当島江差渡預介抱度旨多良間島役人より飛舟を以山筆者平良にや被差渡、委細致承達候、当島之儀茂大波以来諸作物悉ク致不出来、上納米茂太分取入不足、其上村々飯料続兼致難儀候折ニ而候へ共、是非飢人者介抱不仕候而不叶、何方へも渡着次第早速粥杯相進為致助命、其段即刻問合有之候様、諸村江申渡置候、

(第四条目)一、十月十八日、桃里村通津口江多良間島楳立舟式艘、宰領若文字与那覇にや・仮若文字志喜屋にや、人数式百貳拾三人乗合罷渡候段、同村役人方より問合申来候付、則在番筆者真栄田筑登之親雲上、頭石垣親雲上、詰医者富島惣悦、役々召列差越飢飯米相渡、又ハ餓病之者共多罷居候付、療治方為致申候、

(第五条目)一、右兩艘之儀、飢人共乗せ付十月十七日、宮古島之様出帆、伊良部島近乗寄せ候処、風根相替、風波猛數相成洋中及難儀、漸当島江到着仕候段、宰領人申出承届申候、

附、宮古島楳立船壹艘、多良間島用船式艘、類舟為致由候処、同日入相時分より乗別、翌日ニハ相見得不申由、申出有之候、

(第六条目)一、右人数書、桃里村介抱方達兼候付石垣江引越させ、用聞役等相付、用達為致申候、尤多人数一所ニ相集、徒ニ飢飯米喰尽候而ハ兩島不勝手ニ相成ニ付、根氣付次第村々江人配、抱主ニ而口拵仕させ、老体又ハ病者・童子共ハ壹日ニ壹合五勺、故実三勺ツ、相渡候様、宰領人共より茂申出ニ付、其通申渡締方等堅ク申付置候、

(第七条目)一、宮古島地船、御国元より帰帆次第早々次口飯米被積渡度旨、多良間島より宮古島江くり舟より問合申越置候得共、舟路之往来難計得、多良間島残人数如何□□□哉、別而及心遣、段々無抛借米之□(願々)有之候、然處当島古米上納太分及不足、就中春立船ハ当夏大和江御差登被成候間、早々上着仕候処、分々而被仰下置候趣茂有之、借米相渡候ハ、右船仕出方不罷成境節差当、段々吟味仕候処、人命相掛り候誤を以借米六拾石相違、海上飯米四石五斗式升六合七勺八才相渡、乗渡候者共式百貳拾壹人之内百六拾九人乗せ付、正月十七日如多良間島出帆仕候処、洋中逢難儀、積入置候借米之内拾石五斗打捨、同十八日乗戻申候、尤船間之儀、乗人数百九拾九人借米六拾石積賦り候へハ、五拾人相殘候ニ付、此節此元より送届候様、宰領人共申出候ニ付、仕立舟を以送届候ニ而罷在為申事御座候、

(第八条目)一、右兩艘乘戻帶船仕居候内、在番筆者名嘉真筑登之親雲上、頭下地親雲上、多良間島江被罷渡、飛舟使山筆者下地にや被差渡被申越候者、宮古島より飢米被積渡飯料管合申由、問合之趣有之候ニ付、最前□□借渡置候殺之内、三拾四石式斗三升七合五勺差歸、三拾石八升九合式勺八才渡海用意飯米相渡候様宰領人申出候付借渡、且多良間之者五拾人最前船間無之残居候処、右次第ニ付而残置候五拾人、兩艘より乗せ付可相済通申出ニ付乗せ付、兩艘共二月九日如多良間島出帆仕させ申候、

附、六人ハ出船之砌、乗後居候付介抱方申付、便舟次第乗せ渡考ニ而候処、五月朔日多良間島より乗せ渡舟渡来ニ付引渡、帰帆申付置候、

右多良間島之儀、前条通段々餓死人余多有之、且当島江渡着之者共病氣養生 []

[後 欠]]

第七条目の「早々次口飯米」を『石垣市史叢書 12』では「早々咨飯米」と翻刻している(105 ページ)。また、同条目の「段々無抛借米之□(願々)有之候」を「段々無抛借米之儀有之候」(同ページ)としている。「咨」は「次口」の単純な誤植であろう。「借米之儀」では文意が不明であり、むしろ「借米之□(願々)」と読むべきであろう。

- 24) アンソニー・オリヴァー＝スミス、スザンナ・M・ホフマン「災害の人類学的研究の意義」(同編著〔若林佳史・訳〕『災害の人類学 カタストロフィと文化』明石書店、7 ページ、2006 年、原著 2002 年)。